

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 殿



令和5年11月28日

全国青年税理士連盟
会長 富川 和將
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10 下田ビル 7F
電話 03-3354-4162

納付書の事前送付取りやめに対する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年5月以降、e-Taxにより申告書を提出している法人等に対して、納付書の事前送付を取りやめる件（以下、本件といいます。）につきまして、当連盟は令和5年7月3日付にて、すでに貴会宛に要望書を提出しております。

その後、9月27日に開催された貴会理事会において、本件に関して国税庁より「納付書が必要な方につきましては、税務署にお問い合わせいただくことで希望者全員に送付させていただきます」との説明がされました。

過日提出した要望書においても記載を致しましたが、現在のわが国のデジタル社会の様相を鑑みれば、事前に納付書が郵送される合理性は十分にあり、納税者の利便性の観点から必要な施策であると考えます。

また、国税庁の説明によれば、所轄税務署へ電話をすれば納付書を郵送するとのことですが、電話については、現状ではいわゆる繁忙期の際には多くの納税者が電話をするためにそもそも繋がりにくいのが常態であり、また電話連絡をしたにもかかわらず繁忙期ゆえに貴職員が送付を失念してしまう懸念も存在します。納付書を入手するために電話をする手間と時間を納税者に負わせることは本末転倒な対応です。

また、いわゆる中間（予定）納税について、納税者がその納付を失念する可能性があり、税務行政の混乱は容易に想像されます。

確かに申告納税制度は納税者自身が申告と納税をする制度ではありますが、その制度を円滑にならしめるための施策の提供は国税庁が負っていると考えます。多様な環境下にある納税者があまねく円滑に納税できる環境を整えることこそ納税者の利便に資するものと思慮致しますが、本件はこれら多様な納税者の利便に寄与するものではなく、税務行政のDXの名のもとに行われる納税者サービスの低下でしかありません。

よって、貴会におかれましては、納税手続きにおける納税者の利便性への配慮に欠けた本件について、引き続き令和6年5月以降も納付書の事前送付を行うよう国税庁へ申し入れていただくことをあらためて強く要望します。

(補記)

税理士法（以下、「法」という。）第1条では、「納税義務の適正な実現を図ること」が税理士の使命として定められており、税理士の業務を規定する法第2条においては、納税行為そのものは含まれておりません。また、令和4年法改正において新設された法第2条の3（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）についても、個々の納税者の納税手続上の利便の向上についてまで税理士が努力することは想定されておりません。収受日付印の押なつの見直しについても言えることですが、税務行政のDXは税理士に税務行政の一端を担わせるかのような他力本願な施策が目立ち、自己都合の要素が強いものが散見されます。よって、我々はこのような納税者への配慮に欠けた施策は安易に受け入れるべきではないと考えております。

以上